

北名古屋市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和4年11月24日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

4 北 人 第 1 0 6 号

令和 4 年 1 1 月 1 7 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 4 年 1 1 月 4 日付け 4 北監第 5 0 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

<人事秘書課>

1 【指摘事項】

(1) 契約事務について

臨床心理士によるカウンセリング委託業務について、職場内、職場外とも臨床心理士によるカウンセリングを実施する契約であるが、資格者証等による資格確認を行っていなかった。契約の適正な履行を確保するために、カウンセリング実施資格の保有者であることの確認をされたい。

(2) 庶務事務について

公務により在勤地外の近隣自治体へ旅行する場合において、出張伺を作成していないケースが全庁的に散見されるため、規定や手続きの必要性を周知されたい。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、委託先の事業者から資格者証の写しを入手し、カウンセリング実施資格の保有者であることを確認しました。

(2) 指摘事項については、グループウェアの掲示板及び出張伺を申請する庶務事務システムにおいて、在勤地外の近隣自治体へ旅行する場合も出張伺の作成が必要な旨を掲示し、職員への周知を実施しました。